

貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領

(18.5.1 改正)

貸借取引融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式に付随する株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利、募集株式の割当てを受ける権利および会社分割による株式を受ける権利をいう。）および新株予約権の割当てを受ける権利（募集新株予約権の割当てを受ける権利および新株予約権無償割当てによる新株予約権を受ける権利をいう。）については、次の要領により処理する。

(59.3.9 3.4.1 13.4.1 14.4.1 18.5.1 改正)

1 株式分割等による株式を受ける権利を付与された貸借取引を行うことができる銘柄の株券（以下「旧株券」という。）を担保として当社から融資を受けている貸借取引参加者が、その新株式（新たに付与される既発行の株式を含む。以下同じ。）の引受または株式を受ける権利の行使（以下いずれも「引受等」という。）を希望する場合の申告は、権利付売買最終日の貸借申込時限までにいずれの取引区分（貸借取引顧客取引分、貸借取引自己取引分、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分をいう。この場合、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分については非清算参加者ごとに管理されている区分をいう。以下同じ。）にかかる申告であるかを明示のうえ行うものとする。

この場合申告できる各取引区分の希望数量は、各貸借取引参加者が権利付売買最終日までに貸借申込を行った各取引区分のそれぞれの融資株数（以下融資または貸株の数は、当日までの貸借申込により貸付残高として算出されるものを基準にする。）の範囲内で、かつ引受等による新株式が取引所が定める売買単位（取引所に上場されていない銘柄については、単元株式数（会社法第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下、本要領において「単位」という。）の整数倍となる株数とする。ただし、単位の株式の引受等に当り、割当率の関係で単位に満たない新株式（単元株式数を定めない場合には、1株に満たない株式。以下、本要領において「単位未満株式」という。）が生ずる場合には、その単位未満株式を最小とする数量の申告に限りこれを認める。

(57.10.1 59.3.9 7.9.26 7.10.2 11.3.1 13.4.1 13.10.1 13.11.1 15.1.1
4 16.4.19 16.12.13 18.5.1 改正)

2 前項の申告株数が当社の保有する株数（権利付売買最終日の融資株数から貸株株数を差し引いた差引融資残株数とする。ただし株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおいては、各金融商品市場の融資株数および貸株株数をそれぞれ合算したうえで、合算後の融資株数から貸株株数を差し引いた差引融資残株数とする。）を超過したときは、申告株数に応じて按分割当を行い、申告株数が当社の保有する株数に達しないときは、その残株数に対し割り当てられる新株式について、単位株式と単位未満株式に区分して売入札を行う。

この場合の売入札については、株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおける売入札については合わせて行うものとし、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。

(57.10.1 11.3.1 13.11.1 15.1.14 2019.7.16 改正)

3 (1) 入札によって全株消化しなかった場合または入札の内容もしくは入札によることが不相当と認められる場合には取引所等と協議のうえその処理を行う。
 (2) 前号の場合において、大量の未処分株が生じた場合には、当該未処分株について再入札を行う。
 (3) 入札値段が不相当と認められる入札については、取引所等と協議のうえ当該入札を除外する。
 (4) 入札により処理されなかった単位未満株式については、次のイまたはロの価格により権利付売買最終日のそれぞれの融資株数に応じて融資取引参加者等が引き受けたものとし、当社はその代金を一時立て替えることにより処理を行う。

イ 単位株式の入札がある場合の立替価格は、その落札最低価格から権利落日午前立会の最終値段の一定率を差し引いた価格とする。

ロ 単位株式の入札がない場合の立替価格は、権利落日午前立会の最終値段から一定率を差し引いた価格とする。

(44. 11. 25 57. 10. 1 59. 3. 9 11. 3. 1 13. 4. 1 13. 11. 1 16. 4. 19 16. 12. 13 1
8. 5. 1 2019. 7. 16 改正)

4 株式分割等による株式を受ける権利等の価額（以下「権利処理価額」という。）は別表「権利処理価額算出に関する表」により算出した価額とする。

(7. 9. 26 18. 5. 1 改正)

5 権利付売買最終日の貸借値段で各貸借取引参加者が当社から貸付けを受けている融資または貸株は、権利落日に当日の貸借値段で更新を行いその貸借計算においては、更新差金の授受と前項により定められた権利処理価額による代金（権利処理価額に当該融資または貸株の株数を乗じた金額）とを清算し、その差額金については、権利落日から起算して3日目の日（休業日を除く。以下同じ。）に受払いを行う。

(59. 3. 9 11. 3. 1 13. 11. 1 15. 1. 14 18. 5. 1 2019. 7. 16 改正)

6 第1項による権利の引受等の申告によって全株消化されたときは、次の方法により新株式の処理を行う。

(1) 引受等の申告により全株消化の旨権利付売買最終日の翌日発表し、当日貸借取引参加者に対する割当を決定通知する。

(2) 引受等の申告をした貸借取引参加者は、引受等の代金（権利処理価額に当社の割当株数を乗じた金額）を当該銘柄の割当日（株式分割等にかかる権利を受ける者を確定するための基準日をいう。以下同じ。）の翌営業日に当社に支払い、当社から当該新株式の振替を受ける。ただし、単位未満株式にかかる権利については、新株式の振替に代え金銭処理とすることができる。

(3) 前号の場合において、当該新株式の振替を行うことができないときは、貸借取引参加者は当社発行の権利預り証を受領するものとする。

(4) 按分割当に対しては、異議の申立を認めないこととする。

(57. 10. 1 59. 3. 9 7. 9. 26 11. 3. 1 13. 11. 1 15. 1. 14 18. 5. 1 21. 1. 5
21. 11. 16 改正)

7 入札を行う場合の処理は次の方法により行う。

(1) 入札はあらかじめ通知した処理日時等に準拠して行う。

(2) 権利の落札をした貸借取引参加者は落札代金を、引受等を申告した貸借取引参加者は引受等の代金（権利処理価額に割当株数を乗じた金額）をそれぞれ当該銘柄の割当日の翌営業日に当社に支払い、当社から当該新株式の振替を受ける。

ただし、単位未満株式にかかる権利については、前項第2号ただし書きと同じとする。

(3) 前号の場合において、当該新株式の振替を行うことができないときは、貸借取引参加者は当社発行の権利預り証を受領するものとする。

(57. 10. 1 59. 3. 9 4. 2. 25 11. 3. 1 13. 11. 1 15. 1. 14 18. 5. 1
21. 11. 16 改正)

8 なお当該銘柄が貸株超過の場合は、貸株超過株数に付随する新株式について買入札を行い、これにより取得した新株式を当該銘柄を品貸した貸借取引参加者に交付する。この場合の買入札については、株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおける買入札については合わせて行うものとし、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。

また、入札により処理されなかった単位未満新株式については、当該新株式の代金相当額を品貸先に交付する。その他の処理についてはすべて前各項に準じて行う。

(57. 10. 1 59. 3. 9 7. 9. 26 11. 3. 1 13. 11. 1 15. 1. 14 2019. 7. 16 改正)

- 9 第4項によって定められた権利処理価額により当社が貸借取引参加者と株式分割等による株式を受ける権利等の代金を授受した結果当社が支払超となったときは雑損、受取超となったときは雑益としてそれぞれ処理する。

(28. 7. 20 4. 2. 25 11. 3. 1 13. 11. 1 15. 1. 14 18. 5. 1 改正)

- 10 (1) 当社は、単位未満株式について金銭処理を行う場合には、当該単位未満株式の買取請求を当該発行会社に対して行い、その売却代金は次により授受する。

イ 第1項ただし書きにより引受等を行った貸借取引参加者および第2項により落札した貸借取引参加者に対しては、上記売却代金から当社が負担した諸費用を差し引いた金銭を交付する。

ロ 第3項第4号により処理した場合は、当社が立て替えた代金および払込金ならびに当社が負担した諸費用と上記売却代金とを清算し、その差額については、権利付売買最終日の融資株数に按分して、清算金として融資を利用している貸借取引参加者との間で授受する。

- (2) 前号による金銭の受払い単価は厘位未満を切り捨てるものとし、これに伴い当社が支払超となったときは雑損、受取超となったときは雑益としてそれぞれ処理する。

(57. 10. 1 59. 3. 9 7. 9. 26 11. 3. 1 13. 11. 1 15. 1. 14 18. 5. 1 改正)

- 11 新株予約権の割当を受ける権利については、前各項の規定に準じて処理するものとする。

(14. 4. 1 新設 18. 5. 1 改正)

- 12 前各項の規定にかかわらず、貸借取引融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式に株式分割による株式を受ける権利または株式無償割当て（貸借取引を行っている株式と同一の種類株式が付与される場合に限る。）による株式を受ける権利が付与された場合（当該株式分割または株式無償割当てにかかる割当日の翌日が、当該株式分割または株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、単位の整数倍の数の新株式が割り当てられたときは、権利付売買最終日の当該銘柄にかかる各貸借取引参加者の取引区分ごとの融資株数および貸株株数ならびに品貸取引の借入株数について、権利落日をもって、当該株数を当該新株式割当率（株式の分割又は割当てにおいて、分割又は割当て後の発行済株式総数を分割又は割当て前の発行済株式総数で除して得た数から1を引いた数。以下同じ。）に1を加えた数を乗じた株数に調整する。

(18. 1. 4 新設 18. 5. 1 19. 4. 2 21. 11. 16 22. 4. 1 26. 7. 22 27. 10. 13 29. 1. 10 改正)

- 13 前各項の規定にかかわらず株式分割等による株式を受ける権利等の内容につき、当該権利の行使条件、譲渡性および換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でないと認められる場合は、取引所等と協議のうえ当該権利の処理を行わないものとする。

(18. 5. 1 新設 2019. 7. 16 改正)

- 14 本要領に定めのない権利の割当があった場合および本要領による権利の処理を行うことが不適当と認められる場合には取引所等と協議のうえその取扱いを定める。

(13. 4. 1 新設 16. 4. 19 16. 12. 13 2019. 7. 16 改正)

- 15 前各項の株券にかかる規定は、優先出資証券、受益証券、投資証券、外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券について準用するものとし、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。ただし、外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券に準用する場合においては、第10項中「買取請求を当該発行会社に対して行い」とあるのは、「売却処分を行い」と読み替えるものとする。

(13. 4. 1 新設 14. 4. 1 18. 5. 1 19. 4. 2 20. 2. 1 20. 4. 1 20. 12. 8 改正)

付 則

この改正規定は、平成 18 年 1 月 4 日から実施し、平成 18 年 5 月 31 日以降の日を基準日とする株式分割について適用する。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 5 月 1 日から実施する。ただし、改正後の第 12 項については、平成 18 年 5 月 31 日以後の日を基準日とする株式分割による株式を受ける権利または株式無償割当てによる株式を受ける権利から適用する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 4 月 2 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 12 月 8 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 26 年 7 月 22 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 27 年 10 月 13 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 29 年 1 月 10 日から実施する。

付 則

この改正規定は、2019 年 7 月 16 日から実施する。

付 則

この改正規定は、2019 年 7 月 16 日から実施する。

(別 表)

権利処理価額算出に関する表

(4. 2. 25 7. 9. 26 13. 4. 1 14. 4. 1 14. 5. 27 16. 4. 19 16. 12. 13 18. 5. 1 19. 9. 30 改正)

1 引受等の申告により全株消化した場合

- (1) 旧株券にかかる株式と同一の種類株式または同一の種類株式を対象とする新株予約権を受け
る権利が付与された場合

$$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \left[\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} + \text{払込額} \right] \div (1 + \text{新株式割当率}) = \text{権利処理価額}$$

(注) 1 払込額(下記(2)①において同じ。)

$$\text{新株式1株当りの払込額} \times \text{新株式割当率} = \text{払込額}$$

ただし、募集新株予約権の割当てを受ける権利にかかる権利処理価額を算出する場合
においては、「新株式1株当りの払込額」は「新株予約権の発行価額および新株予約権の
行使に際して払込みをすべき金額との合計額の1株当りの額」と読み替える。

- 2 最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、そ
の日に約定値段および最終気配値段がない場合には直近の約定値段または最終気配値段
とする。

- (2) 旧株券にかかる株式と異なる種類の株式または異なる種類の株式を対象とする新株予約権を受け
る権利が付与された場合

- ① 権利落日において当該異なる種類の株式が国内の金融商品取引所に上場されている場合

$$\text{旧株券の権利付売買最終日における当該異なる株式の最終値段} \times \text{新株式割当率} - \text{払込額} = \text{権利処理価額}$$

- ② 上記①以外の場合

$$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \left[\text{旧株券の権利落日の午前立会の1株当たりの平均売買代金(銭未満四捨五入)} \right] = \text{権利処理価額}$$

(注) 1 最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、そ
の日に約定値段および最終気配値段がない場合には直近の約定値段または最終気配値段と
する。

- 2 「午前立会の1株当たりの平均売買代金」については、旧株券に権利落日の午前立会にお
いて約定値段がない場合には「午後立会の1株当たりの平均売買代金」と、権利落日におい
て約定値段がない場合には「最終気配値段」と読み替える。ただし、権利落日において約定
値段および最終気配値段がない場合には「旧株券の権利落日の午前立会の1株当たりの平
均売買代金」とあるのは、「取引所と協議のうえ定める価格」とする。

- 3 上記②により算出された価格が0円未満となる場合は、権利処理価額を0円とする。

2 入札を行った場合

入札元株数×新株式割当率＝入札株数＝落札株数

落札総代金（当社が立て替えた単位未満株式の代金を含む。）÷落札株数＝落札平均価格

落札平均価格×新株式割当率＝権利処理価額

3 1 および 2 に該当しない場合

取引所と協議のうえ定める価格

注記 1 算出した権利処理価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、権利処理価額に当該銘柄の売買単位の株数を乗じた金額について円位未満の端数が生ずる場合には、算出した権利処理価額に売買単位の株数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを売買単位の株数で除した金額とする。

注記 2 入札元株数とは売入札の場合は、当社の保有する株数（差引融資残株数）のうち入札に付した旧株数をいい、買入札の場合は品貸株数をいう。